

## 情報連携の対象となる独自利用事務の事例等の追加について

### 1 独自利用事務の情報連携とは

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 9 条第 2 項の規定により条例で定める事務を独自利用事務といい、条例を定めた地方公共団体は、その事務において独自に個人番号を利用することができる。

また、地方公共団体は、番号法第 19 条第 9 号の規定により、利用特定個人情報提供省令（※1）第 2 条の表に掲げる事務のうちいずれかの事務（以下「法定事務」という。）に準ずるものとして、委員会規則（※2）第 2 条第 1 項各号に定める次の要件を満たす場合に、個人情報保護委員会に届け出ることで、他の行政機関等と情報連携することが可能となる。

- ① 独自利用事務の趣旨又は目的が、法定事務の根拠となる法令等の趣旨又は目的とおおむね同一であること。
- ② 独自利用事務の内容が、法定事務の内容と類似していること。

※1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 9 号）

※2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 5 号）

### 2 地方公共団体からの要望の状況

令和 8 年 2 月から実施した要望照会において、11 団体から計 24 件の要望（※）を受け付けた。このうち、委員会規則に定める要件を満たすものについて、要望団体及び関係府省と調整の上、3 及び 4 に掲げる表のとおり、事例等を追加することとした。

※ 要望の多くは、既存の事例で情報連携が可能なものや、現行の法令上、情報連携が認められていない利用特定個人情報の追加を求めるものであった。

### 3 独自利用事務の事例の追加

これまで、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」として 42 事例を公表してきたところ、地方公共団体からの要望を受け、次のとおり事例を追加する（別添 1 及び 2 参照）。

追加する事例※	準ずる先の法定事務
保育所等の利用の調整又は要請に関する事務（155）	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第 2 条の表 155 の項）

※末尾の（ ）内は、準ずる先の法定事務の利用特定個人情報提供省令第 2 条の表の項

#### 4 準ずる先の法定事務の追加

地方公共団体からの要望を受け、次の事例に、準ずる先の法定事務を追加する（別添1及び2参照）。

事例※	準ずる先の法定事務
②介護サービス等利用者負担軽減に関する事務（ <u>131</u> 、132）	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第2条の表131の項）

※末尾の（ ）内は、準ずる先の法定事務の利用特定個人情報提供省令第2条の表の項

※下線の箇所が今回追加する部分

また、上記の追加に合わせ、現在事例②と同様に利用特定個人情報提供省令第2条の表132の項に準ずる独自利用事務とされている「②高齢者等の医療費助成に関する事務」及び「②介護サービス等の給付に関する事務（介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等（介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。）」についても、同表131の項を準ずる先の法定事務として追加する。

#### 5 情報連携開始時期

令和9年6月を予定している。